

目 次

第1編 児童福祉法	4
第2編 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	49
第3編 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	75
第4編 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	83
第5編 保育所保育指針	88
第6編 家庭支援専門相談員(その他5職種)の配置について	101
第7編 子どもを守る地域ネットワーク等の調査結果について	107
第8編 全国ひとり親世帯等調査結果の概要	108
第9編 福祉行政報告例の概況	111
第10編 児童養護施設入所児童等調査結果	113

* 弊社の許可なく、個人的なご利用以外の目的でこのPDF教材を印刷・複製することを禁止します。

【ご利用上の注意】

- この資料ダイジェスト版には、児童家庭福祉に関する資料（法令を含む。以下同じ。）のうち、平成30年（後期）保育士試験の「児童家庭福祉」で出題される可能性の高い資料の重要部分が掲載されています。

重要資料ではあるものの、「ポイント集」の記載で必要十分と考えられる資料については、掲載しておりません。

「児童福祉法」で省略されている条文や他の法令をご覧になりたい方は、総務省が運営するサイト「電子政府の総合窓口e-Gov（イーガブ）」(<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>)でご覧ください。
- 第4編までの法令の条文の条文番号の後には、【重要度】を示しております。各【重要度】の意味は、以下のとおりです。

【重要度A】：一字一句、数字をできるだけ正確に覚えておきたいもの。

【重要度B】：一字一句を覚えておく必要はないが、重要語句・条文の意味内容・主旨は押さえておきたいもの。

【重要度C】：問題演習などで分からないことが生じたり、細かいことが気になった場合に、少し理解を深めるために見ておけば足り、覚える必要はないもの。
- 本文中の重要箇所はゴシック体（太字）で強調しておりますが、必ずしもその箇所だけが重要ということではなく、メリハリをつけて読みやすくする目的でゴシック体を使用しております。ご自身でマークやアンダーラインをつける際には、ゴシック体部分に拘束される必要はありません。
- この資料ダイジェスト版に掲載されている内容のすべてが重要というわけではありません。

普段の学習では、そのまま第1編から読んでいくということではなく、問題演習などを行って触れた資料の重要箇所にマーカーやアンダーラインで色つけをしながら少しずつ資料関連知識を増やしていき、一段落したところで、第1編からまとめて見直す、というご利用方法が、合理的かつ効果的であると考えられます。
- 条文中の①、②・・・は「第1項、第2項・・・」を、一、二・・・は「第1号、第2号・・・」を示すものとします。
- 「平成28年改正児童福祉法の施行に伴う情緒障害短期治療施設関係通知の取扱いについて」（平成29年3月31日 厚生労働省通知）【抜粋】

「平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。）については、既にその一部が施行されているが、平成29年4月1日から全面的に施行され、「**情緒障害児短期治療施設**」は「**児童心理治療施設**」に名称を変更することとしている。

このため、既存の厚生省児童家庭局長通知その他の厚生省通知及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知その他の厚生労働省通知について、別途通知が発出されない限り、「情緒障害児短期治療施設」とある部分の適用については、必要な読替えを行った上で、「児童心理治療施設」に対して引き続き適用されるので、御了知の上、貴管内の関係者に対して周知し、その運用に遺漏のないようお願いする。」

第1編 児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

第1章 総則

第1条【重要度A】

全て児童は、**児童の権利に関する条約**の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第1節 国及び地方公共団体の責務

第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の**保護者を支援**しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童が**できる限り良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第3条の3【重要度B】

- ① **市町村**（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給**、第24条第1項の規定による**保育の実施**その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

- ② **都道府県**は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、**専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応**が必要な業務として、第11条第1項各号に掲げる業務の実施、**小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第27条第1項第3号の規定による委託又は入所の措置**その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。
- ③ 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第2節 定義

第4条【重要度A】

- ① この法律で、**児童**とは、**満18歳に満たない者**をいい、児童を左のように分ける。
- 一 **乳児** 満1歳に満たない者
 - 二 **幼児** 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
 - 三 **少年** 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
- ② この法律で、**障害児**とは、**身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童**（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する**発達障害児**を含む。）又は**治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病**であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる**障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度**である児童をいう。

第5条【重要度A】

この法律で、**妊産婦**とは、**妊娠中又は出産後1年以内の女子**をいう。

第6条【重要度A】

この法律で、**保護者**とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、**親権**を行う者、**未成年後見人**その他の者で、**児童を現に監護する者**をいう。

【参考条文：民法第818条（親権者）】

- ① 成年に達しない子は、父母の親権に服する。
- ② 子が養子であるときは、養親の親権に服する。
- ③ 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

【参考条文：民法第819条（離婚又は認知の場合の親権者）（抜粋）】

- ① 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
- ② 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。

【参考条文：民法第820条（監護及び教育の権利義務）】

親権を行う者は、**子の利益のために子の監護及び教育**をする権利を有し、義務を負う。

【参考条文：民法第822条（懲戒）】

親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を**懲戒**することができる。

第2編 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【抜粋】

昭和23年12月29日厚生省令第63号

第1章 総則

第1条（趣旨）【重要度B】

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第45条第2項の**厚生労働省令で定める基準**（以下「**設備運営基準**」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。
一～四 （省略）
- ② 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- ③ **厚生労働大臣**は、**設備運営基準**を常に向上させるように努めるものとする。

第2条（最低基準の目的）【重要度B】

法第45条第1項の規定により**都道府県が条例で定める基準**（以下「**最低基準**」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

第3条（最低基準の向上）【重要度B】

- ① 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ② **都道府県**は、**最低基準**を常に向上させるように努めるものとする。

第4条（最低基準と児童福祉施設）【重要度A】

- ① 児童福祉施設は、**最低基準**を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ② **最低基準**を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、**最低基準**を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

第5条（児童福祉施設の一般原則）【重要度A】

- ① 児童福祉施設は、入所している者の**人権**に十分配慮するとともに、1人1人の**人格**を尊重して、その運営を行わなければならない。
- ② 児童福祉施設は、**地域社会との交流及び連携**を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に**説明**するよう努めなければならない。

第5編 保育所保育指針【抜粋】

平成29年3月31日厚生労働省告示第117号

第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る**基本原則**に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて**創意工夫**を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

1 保育所保育に関する基本原則

(1) 保育所の役割

- ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの**最善の利益**を考慮し、その**福祉**を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。
- イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する**専門性**を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における**環境**を通して、**養護及び教育を一体的に行う**ことを特性としている。
- ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、**入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援**等を行う役割を担うものである。
- エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、**倫理観**に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する**保育に関する指導**を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

- ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。
 - (ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、**生命の保持及び情緒の安定**を図ること。
 - (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
 - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と**信頼感**、そして**人権**を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、**道徳性**の芽生えを培うこと。
 - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。